

広島県立総合リハビリテーション センター職員採用募集要項

社会福祉法人広島県福祉事業団職員の募集を次のとおり行います。

1 職種、受験資格等

職 種	受験資格等	募集人数	勤務場所・職務内容
言語聴覚士 (療育部門)	・ 59歳以下で、言語聴覚士の資格を有する者 ・ 令和9年3月新規卒業予定の言語聴覚士免許取得見込み者 ただし資格を取得できなかった場合は、採用を取り消します。	1名	総合リハビリテーションセンターで、言語聴覚士としての業務に従事します。

2 受験までの流れ

(1) 受験申込書の請求

① 郵送を希望する場合

広島県立総合リハビリテーションセンター事務局までご連絡ください。おってこちらから郵送します。また、受験申込書は広島県立総合リハビリテーションセンター事務局で配布しています。

② ダウンロードする場合

広島県福祉事業団及び広島県立総合リハビリテーションセンターのホームページから受験申込書をダウンロードすることができます。

(2) 受験の申込方法

① 郵送により申し込む場合

(1)の受験申込書の請求で、郵送及びダウンロードをされた方は、受験申込書に所要事項を記入し、受付期間内に広島県立総合リハビリテーションセンター事務局総務企画課宛へ提出してください。なお、郵送する際は特定記録扱いとし、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

② ホームページから申し込む場合

広島県福祉事業団及び広島県立総合リハビリテーションセンターホームページの受験申込フォームから直接申し込むことが可能です。

(3) 受験票について

(2)の受験申込をされた方に対し、受験票を送付します。なお、(2)の受験申込をしたにもかかわらず、受験票がお手元に届かない場合はお手数ですがご連絡ください。

(4) 採用試験当日

試験当日は、受験票、筆記用具を持参してください。

3 募集期間

随時

午前 8 時30分～午後 5 時（土曜日，日曜日，祝祭日を除く）

4 試験の日時，会場，合格発表

日 時	試験の日時は別途お知らせします
会 場	広島県立総合リハビリテーションセンター (東広島市西条町田口295番3)
合格発表	合格発表日時は試験当日にお知らせします 全員に可否を通知します

5 試験の方法

試験種類	内 容
適性検査	業務遂行に必要な適性についての択一式検査
面接試験	主として人物・識見等についての個別面接

6 採用予定年月日

新卒者は令和 9 年 4 月 1 日

既卒者は合格発表後、採用日については、ご相談の連絡をさせていただきます。

7 その他

この職員募集は、指定管理者として県立施設を経営する社会福祉法人広島県福祉事業団の職員募集であって、広島県や市町村等に勤務する地方公務員の試験ではありません。

8 採用後の給与等

(1) 給 与

短大3卒で月額231,500円、4大卒で月額238,000円、いずれも資格調整手当10,000円、処遇改善手当30,000円を含みます（令和9年4月1日予定）。既卒者は経験年数を加味した給与月額を支給します。

また、その他の手当として、条件・実績等により賞与※（年4.2～4.4月分）、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、子育て支援手当が支給されます。

※ 期末・勤勉手当、業績手当は採用年月日により異なります。

(2) 勤務体制

日勤4週8休制（土・日・祝日休）

(3) 勤務時間

週 38.75 時間勤務制

(4) 休 暇

年次有給休暇は年間20日あります。そのほか病気休暇、特別休暇（結婚、忌引など）、夏期厚生休暇（5日間）などがあります。

(5) 福利厚生

制服等が貸与されます。勤務場所の周辺には、職員宿舎（単身及び世帯用）が設けられています。

(6) 勤務場所

勤務場所は、総合リハビリテーションセンターです。希望や必要に応じて、当法人内の各施設に異動する場合があります。

(7) 試用期間

採用後6ヶ月間は試用期間とし、この試用期間中に職員として不適格と判断された場合は、免職されることがあります。

【特記事項】

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

9 経営施設一覧

令和8年7月1日現在

施設名		入所定員	所在地等
広島県立総合 リハビリテーション センター	医療センター (診療部門)	160 床	〒739 - 0036 東広島市西条町田口 295 番 3 ☎(082)425-1455 http://www.rehab-hiroshima.org/ 
	高次脳機能 センター	40 床(再掲)	
	若草園 (医療型障害児入所施設)	60 人	
	若草療育園 (医療型障害児入所施設)	60 人	
	わかば療育園 (医療型障害児入所施設)	60 人	
	在宅障害児(者)支援センター (児童発達支援センター)	通所 20 人	
	あけぼの (障害者支援施設)	日中 60 人 入所 40 人	
広島県立 福山若草園	スポーツ交流センター (身体障害者福祉センター)	—	〒720 - 0830 福山市水呑町三新田 一丁目 538 番地 ☎(084)968-0230 http://www.fukuyama-wakakusa.org/ 
	福山若草育成園 (児童発達支援センター)	通所 10 人	
広島県立 福山若草園	福山若草療育園 (医療型障害児入所施設)	60 人	〒739 - 0133 東広島市八本松町米満 198-1 ☎(082)428-6671 http://www.ryoiku-hiroshima.gr.jp/ 
	松陽寮 (障害者支援施設)	日中 163 人 入所 148 人	
広島県立 松陽寮			

《問い合わせ先・提出先等》



広島県立総合リハビリテーションセンター事務局 総務企画課

〒739-0036 東広島市西条町田口295番3

広島県立総合リハビリテーションセンター内

TEL 082-425-1455 (代) FAX 082-425-1094

<http://www.rehab-hiroshima.org/>



別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。